

I

本 報 告 書 の 概 要

本章は、本報告書に掲載した民事第一審訴訟事件等（後掲II），刑事第一審訴訟事件（後掲III），家事事件・人事訴訟（後掲IV）の審理状況等について、その概要を取りまとめたものである¹。

1 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1. 1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件（全体）²の新受件数の減少傾向が続いているが、これは、過払金等事件（「金銭のその他」）の新受件数の減少によるものであり、それ以外の事件の新受件数はほぼ横ばいである³。

民事第一審訴訟事件（全体）についても、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件についても、争点整理期間が若干長くなり（平均争点整理期日回数が、前回（以下、前回の第5回報告書公表時の平成24年データを引用する場合、単に「前回」とだけ言及するものとする。）は全体で2.1回、過払金等事件以外で2.6回であったのが、いずれも若干増加した。）、それに伴って平均審理期間⁴が若干長期化している。

係属期間が2年を超える事件数については、増加傾向が続いている。

民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、取下げで終局することが多い過払金等事件の減少を反映して、取下げで終局した事件の割合（前回は21.5%）が減少し、判決で終局した事件の割合（前回は41.5%）が増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の約3割（判決で終局した約5割の事件のうち、対席判決によるものが6割強）となるところ、この点は前回と同様である。

その他、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（過払金等事件以外）が、ここ4年間（平成22年は40.1%）で8.6%増加していることが注目される。

その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、人証調べ実施率）について、前回から特段の変化は見られない。

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののはほかは、平成27年4月15日現在のもので（なお、第5回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、平成26年（1月から12月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

² 「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

³ 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下を参照

⁴ 平均審理期間は、従来から、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3月超6月以内の事件が4件、6月超1年内の事件が5件、1年超2年内の事件が1件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5月×4件+9月×5件+18月×1件)÷10件」で算出され、8.1月となる。

1. 1. 2 個別の事件類型の概況

1. 1. 2. 1 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の新受件数は、平成 21 年以降 700 件台で推移していたが、平成 26 年は 847 件となってい。平均審理期間は、争点整理期間が短縮した（平均争点整理期日回数が前回（9.3 回）より減少した。）ことに伴って、平成 24 年より約 2 ヶ月短縮している。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、おおむね、人証調べ開始前の争点整理期間が長くなる一方で、人証調べ終了後の審理期間は短くなり、合計の平均審理期間は短くなる傾向が見られる。また、鑑定実施率（前回は 12.9%）については減少傾向が続いているおり、人証調べ実施率についても減少している。

その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から特段の変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合⁵や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

1. 1. 2. 2 建築関係訴訟の概況

建築関係訴訟⁶の新受件数は、平成 24 年より若干減少しているが、同年と比べて、①比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合（前回は 41.9%）が 4.4% 増加したこと、②瑕疵主張のない建築関係訴訟で平均審理期間が長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間は、約 1 ヶ月長期化した。また、平均争点整理期日回数が、前回は、瑕疵主張のある建築関係訴訟で 8.8 回、瑕疵主張のない建築関係訴訟で 3.5 回であったが、いずれも増加し、後者の点は、上記②の長期化にも影響したと考えられる。

審理期間別の既済件数及び事件割合について、瑕疵主張のある建築関係訴訟、瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれにおいても、前回（それぞれ 11.2%, 49.8%）と比べて、6 ヶ月以内の事件の割合が減少した。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が依然として高い水準にある。

鑑定実施率（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は、平成 18 年以降で最も低い水準になっている。

調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟に係る平均審理期間は、前回（31.9 ヶ月）より約 2 ヶ月短縮した。

その他の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

1. 1. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

知的財産権訴訟⁷の新受件数は平成 24 年より若干増加した一方、平均審理期間は、同年と比べて、平均争

⁵ 審理期間が 2 年を超える事件の割合は、「2 年超 3 年以内」、「3 年超 5 年以内」及び「5 年を超える」の各欄に記載された割合を足し合わせる方法によって求めている。複数の審理期間区分を通じて割合を求める際、このような方法によることは、以下、特に断らない限り、本報告書において同様である。

⁶ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金等を請求する事件）がある。

⁷ 知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す。

点整理期日回数（前回は7.5回）の減少等もあり、若干短縮した。ただし、平成16年から平成23年までの期間と比べると若干長い水準となっている。審理期間が2年を超える事件の割合が前回（23.4%）より約8%減少したが、民事第一審訴訟事件と比べると、6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られる点は、前回と同様である。

その他、人証調べ実施率（前回は18.9%）の減少といった点に前回からの変化が見られる。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

1. 1. 2. 4 労働関係訴訟等の概況

労働関係訴訟⁸については、平成21年以降新受件数が高水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。この点、争点整理期間について、労働関係訴訟全体で見ても（平均争点整理期日回数が前回（4.7回）より増加した。）、人証調べを実施して対席判決で終局した事件に限って見ても、その長期化傾向が見られ、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

審理期間別の事件割合について、6月以内の事件の割合が前回（28.0%）より減少したのに対し、1年超2年以内の事件の割合が前回（33.3%）より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が顕著に低く、1年を超える事件の割合が顕著に高い点は、前回と同様である。

労働関係訴訟に関するその余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると和解で終局した事件の割合が高いことも、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合について、調停成立で終局した事件の割合は前回（70.6%）より減少し、労働審判で終局した事件の割合は、前回（17.4%）より増加している。労働審判事件の平均審理期間については、前回（72.4日）より約7日間長くなっている。

1. 1. 2. 5 行政事件訴訟の概況

行政事件訴訟⁹の新受件数及び平均審理期間は、ともに過去数年間の推移の範囲内に収まっているが、平成24年と比べて平均審理期間が長くなり、平均口頭弁論期日回数も前回（3.7回）より増加している。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回（51.0%）より10.6%増加したところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件よりも一貫して顕著に長いことからすれば、平均審理期間の長期化は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加と相関していることがうかがわれる。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、前回から特段の変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

⁸ 労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す。

⁹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない。

1. 2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

平成 26 年 2 月から 3 月にかけて、民事第一審訴訟事件¹⁰について、大規模地方裁判所本庁 2 庁、小規模地方裁判所本庁 2 庁及び地方裁判所支部 1 庁の計 5 庁の裁判所並びに上記本庁 4 庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

1 民事訴訟事件の動向に関する実情調査等

(1) 「事件」に関する実情

ア 実情調査では、まず、民事訴訟事件の質的困難化が指摘された。

当事者同士での解決、ADR の利用の進展、費用面等からの提訴回避等によって訴訟事件が減少している一方、①労働関係訴訟、②交通関係訴訟（弁護士保険の影響もあって当事者に判決志向が強くなっている）、内容的にも損害論の認定等が困難な事件が多い。）、③IT システムに関する事件など科学技術面の先端的知見を必要とする訴訟（契約内容が書面化されていないことが多い）、業界慣行等の把握にも知見の補充を要する。）、④新しい取引形態が問題となる訴訟（複雑な金融商品に関する訴訟等）、⑤親族間紛争（感情的対立の激しさに加えて、一方的な権利主張のみを強く行う当事者の増加もあいまって対立が先鋭化する傾向があり、事実関係も長期・多岐にわたる。）などといった質的に困難な事件類型が増加している（なお、全国統計においても、訴訟代理人が選任された事件の割合の増加（前掲 1. 1. 1 参照。訴訟代理人の選任状況と平均審理期間や人証調べ実施率には関連が見られる。）や、比較的審理に時間が掛かる事件類型に係る新受件数の増加が見られる。）。

イ こうした傾向への対応策に関しての検証検討会での議論等は、次のとおりである。

裁判所としては、①専門的知見を要する訴訟に関して司法研修所での研修を充実させる、②専門委員の給源の少ない府であっても、他府の専門委員を広域活用できるようにする、③IT 関係訴訟等では、事件を調停に付して専門家調停委員に関与してもらい、その助言を受けて争点整理等をするといった取組を行っている。この点、専門委員を関与させる場合は、事案に応じて早期の段階からの関与も検討していく必要があるし、付調停を活用する場合、調停が不成立となったときでも調停の成果を活用する工夫が有益であろう。また、専門委員の説明が裁判官の心証に与える影響等に関する当事者の懸念を払拭する配慮も求められよう。

一方、弁護士の専門化も期待されるところ、弁護士会としては、若手弁護士の専門化への意欲をサポートしていくための取組を行っているし、省庁・企業への出向の機会の活用等を検討している法律事務所もある。

(2) 「当事者」に関する実情

ア 次に、当事者や代理人をめぐる事情に関しては、概要、以下のような調査結果であった。

- ① 全般的に、当事者の法的意識や自己主張が強まっている。
- ② 各種の無料法律相談（法テラスや地方自治体等で行われるものも含む。）など、相談のツールが多様化している。また、インターネットの普及により、当事者自身が情報を収集できるようになっている（ただし、当事者本人が不正確な情報を得ているために、法曹が、本人との関係を維持しながら説得し

¹⁰ 以下、本項において「民事訴訟事件」という場合、特に断らない限り、民事第一審訴訟事件を指すものとする。

ていくのに苦慮することもある。)。

③ 弁護士の数が増加したことで、従来であれば本人訴訟で進められていたような訴額の低い事件等も、代理人が付いて進められるようになった。その一方、特に都市部では、弁護士同士の顔が見えなくなつたことなどから、提訴前の交渉等が十分に行われなくなつてきている。

④ 代理人と依頼者との信頼関係の構築が難しくなったことや、依頼者の自己主張が強まっていることなどのために、代理人が依頼者に対して十分な説明・説得をすることができなくなつており、依頼者が法的に無意味な主張にこだわる例も少なくなく、代理人の裁量に委ねられる範囲も従来より狭まる傾向がある。

イ 以上の調査結果を受けて、検証検討会では、代理人の依頼者に対する説得等が難しくなつているとの問題意識が共有され、代理人については、コミュニケーション能力を含めて、その専門性を生かした説明・説得等を行うスキルが求められるなどの意見が出された。

2 運用上の施策に関する実情調査等

(1) 争点整理の充実

ア 実情調査の結果

争点整理の過程で口頭で議論すること（その中で、裁判官は、疑問点に関する釈明や心証開示によって問題意識を示したりし、和解の見込みや審理計画の確認を行つてゐる。）の意義は徐々に定着してきており、特に裁判官の心証開示については、裁判官はもとより、弁護士側も大きな効用を見いだしている。しかし、裁判所部内、あるいは裁判所と代理人との間での争点整理の在り方に関するイメージの共有は必ずしも十分でなく、口頭での議論が全般的に活性化しているとまではいえない。

口頭での議論を効果的に行うに際してのあい路としては、①裁判所側が、当事者が暫定的とした発言によっては直ちに自白が成立しないという前提で、自由な発言を促しても、事実上心証形成がされてしまうのではないかといった懸念が代理人側に残つてゐる、②代理人の間で、相手方から暫定的な発言について揚げ足取りをされることへの懸念がある、③若手弁護士が、先輩弁護士や依頼者の手前、責任を持った回答をせず持ち帰る場合がある、④依頼者に対する事情聴取が不十分なために、代理人が「依頼者に確認する」としか答えられない場合があるといった点が挙げられる。

イ 検証検討会での議論

検証検討会では、口頭での議論の過程においては、直ちに自白等が成立するわけではない前提での暫定的な発言も認められることを前提とした上で、到達点が明らかになれば、その都度、次の段階に向けた前提として到達点を調書に残す運用が相当であるとの意見が出された。

ウ 今後に向けての検討

近時、人証調べを実施して対席判決で終局した事件は、平均審理期間が緩やかに長期化しており、中でも第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）は長期化する傾向にある。このような状況の改善のためには、争点整理の迅速化が目指されるべきであるところ、真の争点を早期に絞り込むには、裁判官と代理人とがそれまでの主張内容や書証を踏まえ、口頭での議論を重ねることで、争いの核心に関する認識を共通化させていくことが重要と考えられる。

この点、争点整理を充実させるための口頭での議論の必要性・重要性に関する理解はおおむね定着していると思われるが、更なる活性化のためには、①口頭での議論の具体的な内容についての認識の共通化と、②上記で指摘されたあい路を克服する方策の検討が必要である。

①について、口頭での議論においては、事案及び主な争点を把握するために、裁判官が必要な釈明を行うなどし、代理人も、それに対応するのはもとより、今後の主張立証の見通し等を明らかにしていくことが重要である。これに加えて、主張や書証が一通りそろつた中盤以降の段階では、事案によって、ある程度ま

I 本報告書の概要

とまつた時間を使って裁判官が暫定的な心証を開示し、それを受け、三者が、主張の重要性や間接事実の意味付け、証拠の証明力等について口頭で議論することで、証拠調べに当たって重要な争点等について共通認識を形成していくことも有意義であろう（なお、いずれの局面かによって、代理人の発言の暫定性の程度にもおのずと差はあるはずであり、争点整理の中盤以降で「まとめ」的に口頭でやり取りする段階では、主張立証の見通しや争点に関する認識について暫定的に発言するということは考えにくいと思われる。）。そして、上記のような具体的な局面を意識しながら、例えば、裁判所と弁護士会との間における協議の場を利用するなどして、口頭での議論が必要とされる時期やその内容等について認識の共通化を図っていくことが考えられる。こうした取組等を通じ、口頭での議論に関する理解が深められれば、準備書面の提出期限の遵守にもつながるであろう。

②について、依頼者との関係から代理人の裁量が非常に限られていると思われる場合には、集中的に口頭でやり取りするに当たって、裁判所から代理人に対し、事前に期日で取り上げる事項を具体的に明らかにし、依頼者との十分な打合せができるようとするといった方策が考えられよう。また、暫定的な発言をめぐる揚げ足取りへの懸念を払拭するには、裁判所と弁護士会との間での協議の場などをを利用して、口頭での議論の中での暫定的な発言を心証形成等に用いないことに関する一般的な理解を深めていくとともに、個別の審理の中で、裁判官が、暫定的な発言が判断に影響することはないことなどを繰り返し確認することが有効であろう。

（2）合議体による審理の充実

ア 実情調査の結果

医事関係訴訟等や社会的耳目を集める訴訟に限らず、複雑で争点整理に労力を要する事件、裁判官によって見解が分かれそうな事件、波及効の大きそうな事件が、審理途中の段階からでも合議に付されている。ある大規模庁では、庁全体として裁判長の単独事件の負担を減らして合議事件を増やす取組をしており、広く積極的に合議事件を選んでいる。

裁判官としては、合議体による審理の方が深みのある議論を基にした説得力のある判断を示すことができると認識しているし、代理人や当事者本人としても、合議体による慎重かつ丁寧な審理・判断を肯定的に受け止めている。

イ 検証検討会での議論

検証検討会では、合議体による審理を充実させていくためには右陪席裁判官の実質的関与が必要であること、特に右陪席裁判官が民事訴訟事件以外も担当している中小規模庁では、態勢面で課題があることが指摘された一方、右陪席裁判官が合議に関与しやすいように、主任裁判官から争点や客観的に認定可能な事実を整理して伝えるなどの工夫がされていることも紹介された。

ウ 今後に向けての検討

民事訴訟事件が複雑困難化し、新たな判断も求められている中で、複数の裁判官が多様な観点から検討を加えて判断することの意義は大きく、従前以上に合議体による審理を活用すべき要請は強まっている。そして、幅広い実務経験を有する裁判長の下、3人の裁判官が議論しつつ事案の本質を的確に捉えた審理を行うとともに、主任裁判官（主として単独事件を担当しない左陪席裁判官である。）が中心となって集中的にマンパワーを注いで必要な調査や整理を行うことで、中心的な争点を早期かつ的確に把握しやすくなるという意味で、合議体による審理の充実は、迅速化の要請にもかなうものである。

合議体による審理の活用に向けた取組は各庁において進められている（ただし、合議率の推移や審理期間2年超の単独事件がなお相当数ある点からすれば、今後更に合議体による審理を活用していく必要性がうかがわれる。）が、今後は、合議にふさわしい事件を合議体で審理するための取組を更に進めていくこと、右陪席裁判官の充実した関与の在り方を含め、効率的かつ効果的な合議を実現するための具体的な方策を模

索していくことが求められよう。そして、人的態勢面の手当てを合議体による審理の充実に結び付けていくための取組を続けていくこと、それが長期未済事件の処理といった成果に結び付いていくことも期待される。

(3) スキルの共有

実情調査では、若手弁護士の現状において、事実を法的構成に即して整理する能力が乏しかったり、依頼者の言うことを全く疑わなかったりする者が見られることには、指導を受ける機会の不足や、指導側の意識の希薄さも関係しているのではないかとの指摘がされた。こうした状況の中で、弁護士会内における研修やOJTの充実に向けた取組や、協議会や勉強会といった裁判所と弁護士会との取組が講じられているとの指摘がされた。検証検討会では、研修やOJTにとどまらない、私的なネットワーク等を用いた横のつながりでの情報共有も図られてきているといった意見も出された。

また、裁判所部内においては、合議や裁判官同士での意見交換を通じたスキルの共有が図られているとの指摘があった。

2 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

刑事通常第一審事件¹¹全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）の減少傾向が続いている、平均審理期間は3月前後で安定して推移し、審理期間の分布についても前回と同様である。自白・否認別で見ても、平均審理期間はおむね横ばいといってよい。刑事訴訟事件では、連日の開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件（非対象事件）の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、少なくとも現状においては、こうした停滞が生じていることはうかがわれる。変化が見られる点としては、ここ数年間の否認率の増加傾向が挙げられ、その他の主な統計データ（事案複雑等を事由とする長期係属実人員数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については、前回から大きな変化は見られない。

裁判員裁判対象事件についても、新受人員は、裁判員法施行直後の時期に比べると少なくなっている（判決人員も同様である）。審理期間の面では、平成24年と比べ、否認事件に関し、公判前整理手続期間の短縮等により約1月、判決人員に係る平均審理期間の短縮が見られたことが特徴的である（全体としても、6月以内に終局した事件の割合の増加傾向が見られる）。審理の内容面では、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数が制度施行直後（平成22年は0.4人）より顕著に増加して1.0人となっており、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んできていることがうかがわれる。

裁判員裁判において、公判中心主義、直接主義を徹底し、人証によって重要事実に関する心証を形成できる審理を実践していくには、証人の記憶等の観点から早期に公判審理に入る必要性が高く、その点からも、公判前整理手続の迅速化が重要な課題である。この目的を達するため、①起訴後早期に打合せを開いて、裁判所が審理方針を説明し、検察官において迅速かつ柔軟な証拠開示を行うようにすることで、弁護人が防御方針を早期に確定できるようにするとともに、当事者が主張立証の暫定的な見通しを述べる場合には、これに応じた進行を図る、②公判審理の規模が見通せたところで公判期日を仮に予約することで、公判までの間隔を少しでも短くするなどの工夫がされている。また、①のようにして、当事者が主張を早期に確定できる

¹¹ 刑事通常第一審事件とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

ようによることを前提として、三者が事案の核心を迅速かつ的確に把握するためには、訴訟追行の主体である当事者が、その事件の判断上重要と考える点について端的に主張した上で、どの点が判断の分岐点となるかについて十分に議論し、裁判所も必要かつ相当な限度でその議論に関わることによって、三者の認識をすり合わせていくことが効果的である。

3 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

3. 1 家事事件の概況

3. 1. 1 家事事件¹²全体

別表第一審判事件の新受件数が、平成 24 年と比べて、主として成年後見等監督処分事件等の大幅な増加の影響で増加した一方、別表第二事件の新受件数は高止まり状態であり、平均審理期間は若干長期化している。

一般調停事件に関しては、新受件数が減少傾向である一方、平均審理期間が緩やかな長期化傾向にある。これに関連して、調停成立で終局した事件の割合が増加する一方、取下げで終局した事件の割合が減少する傾向が見られ、前者の方が平均審理期間が長いことから、一般調停事件の緩やかな長期化傾向にも影響しているのではないかと考えられる。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から特段の変化は見られない。

3. 1. 2 遺産分割事件

高齢化の影響もあってか新受件数（審判+調停）が長期的には増加傾向にある一方、1 件当たりの当事者数は緩やかな減少傾向にある。平均審理期間については、平成 24 年から大きな変化は見られない。

他の事件類型と比べて、家事事件手続法（以下、本章において「家事法」という。）で新たに利用可能となった調停に代わる審判が積極的に活用されていること（既済事件の 6.7%）がうかがわれる。

手続代理人弁護士の関与がある事件数は、ほぼ一貫して増加している。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

¹² 「家事事件」とは、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下、本章において「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下、本章において「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下、本章において「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下、本章において「一般調停事件」という。）である。別表第一審判事件と別表第二調停事件をまとめて指す場合、「別表第二事件」という。

別表第一審判事件は、おおむね従前の甲類審判事件に、別表第二事件は、おおむね従前の乙類事件にそれぞれ対応する。

3. 1. 3 婚姻関係事件¹³

新受件数（審判＋調停）が高止まり傾向である一方、平均審理期間が若干長期化傾向にある。この傾向に関連する事情として、前掲3. 1. 1で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が増えていることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられる。また、手続代理人弁護士関与率が増加していることも、事件の困難化傾向を示唆している。

なお、調査命令のあった事件の割合に前回（18.0%）から若干の増加が見られた。また、婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は0.9%であった。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

3. 1. 4 子の監護事件¹⁴

新受件数（審判＋調停）が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられる。

新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は1.6%であった。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

3. 2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

平成26年10月から11月にかけて、大規模家庭裁判所本庁2庁、小規模家庭裁判所本庁2庁及び家庭裁判所支部1庁の計5庁の裁判所並びに上記本庁4庁に対応する単位弁護士会に対し、家事事件（主として家事調停事件）の実情や現在の家庭裁判所における取組に係る実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

1 家事事件の動向に関する実情調査等

（1）「事件」に関する実情

面会交流、子の監護者指定、子の引渡しといった子の監護事件が、特に大規模庁では一貫して増加しており、感情的対立の先鋭化が見られるなど、紛争性の高い事件も多い。また、父親が子の親権・監護権や面会交流を強く求めることが増えており、この背景には、男性の子育て参加、祖父母等の子への思いの強さ、インターネットの普及等に伴う当事者の法的意識の高まり等があると考えられる。面会交流事件では、非監護

¹³ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

¹⁴ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

I 本報告書の概要

親に同居当時の状態を再現したいとの思いが強い事案、当事者間にDVの問題があるなどして監護親が強く反発する事案、非監護親が養育費を払わないために調整に支障が生じる事案などが目立つようになっている。

このほか、双方に資力がないため婚姻費用分担の調整が困難となる事件や、養育費の減額が申し立てられる事件が増えており、また、遺産分割事件では、均分相続的な価値観と長子承継的な価値観の対立が先鋭化したり、少子化の影響もあって相続の生活保障機能への当事者の期待が強まっていたり、被相続人を介護した者がその貢献を考慮するよう求めたりする事案が特徴的である。

(2) 「当事者」に関する実情

自己の主張に固執する当事者が増えている。また、インターネットで法的情報を得ていることもあいまって、当事者の主張や要求が従前より強まっている。しかも、都合のいい情報だけをピックアップして、それに沿った対応を弁護士に求めるケースもある。

手続代理人弁護士の関与については、全体的に増加傾向はあるが、地方部では、手続代理人弁護士関与率が比較的低い傾向にあり、この要因としては、弁護士ができる限り本人で手続を進めるように助言して正式な受任までしない場合も多いこと等が考えられる。

手続代理人と当事者本人との関係では、地域差もあるが、本人の意向が非常に強くなっている、弁護士の書面の作成の仕方について本人が了承しない場合も見られ、また、信頼のある紹介者を介さずインターネットを通じて受任に至る場合が増え、手続代理人による説得がしきれない場合もある。

手続代理人には、当事者との信頼関係を構築しつつも、事件関係者全体の利益や将来にわたって当事者同士の関係等が継続することも考えながら、なるべく調停での解決を見据えて合意形成のための着地点を見いだすようにし、当事者が主体的に解決を図られるようにしていくといった役割が期待されている。また、手続代理人が付いた場合、資料の提出等についての調停委員会からの詳細な説明も不要となり、資料提出自体も早くなるばかりでなく、期日間に手続代理人同士で協議することも可能であるため、紛争の早期解決が図られるようになる面がある。その一方で、期日調整が困難になるという面もないではないし、調停手続を通過点としてしか考えず、事件を訴訟を持って行きたがったり、当事者の意向を重視し過ぎて、事件の見通しを示して当事者を説得し主体的な意思決定を促すことができなかつたりする手続代理人もいる。

検証検討会では、手続代理人が関与している事案の方がそうでない事案に比べて平均審理期間が長くなっている点について、①家事事件が複雑困難化し、より粘り強く調停に取り組まなければ解決が難しい事案が多いところ、手続代理人がそうした事案の解決に向けて努力していることの現れではないか、②簡単な事件であれば相談結果を基に当事者において解決が可能であることからすれば、手続代理人が付くのは、難しく審理に時間が掛かる事案に限られてくるのではないかとの意見が出された。

2 運用上の施策に関する実情調査等

(1) 家事調停における裁判官関与の一層の充実

ア 取組の実情等

大規模府では調停事件の数が多く、小規模府では裁判官が調停事件以外も並行して処理している状況があるため、裁判官が調停委員と直接話す対面評議を全件について行うことは難しく、期日前に行われる事前評議については、その多くが書面を用いた評議の形で行われている。事前評議においては、どのような場合に中間評議（期日中に行われる評議）を行う必要があるかについて、調停委員会内での認識の統一を図るなどしている。なお、中間評議に続いて裁判官が直接期日に立ち会う場合には、その時間も含めると1件に30分以上掛かるものもあるので、その適切な選別が課題となっている。

裁判官と関係職種との連携等に関して、調停委員の重要な役割は、当事者との信頼関係を醸成するとともに、感情対立の状況を裁判官に整理して伝えることであり、また、法的観点を当事者に示してその納得に基づ

づく主体的解決を促すことも求められている。書記官は、調停委員会及び家裁調査官が、必要な情報を共有できるようにするキーステーション的な役割を担っており、中間評議が何件も立て込んでいる場合に、裁判官の方針等を踏まえ、中間評議が求められている具体的な理由を確認し、評議の優先順位を振り分けるなどもしている。家裁調査官は、特に子の意思把握が問題となる局面において、調停委員による事情聴取のポイントや今後どのような場合に家裁調査官の立会の必要が見込まれるかについて意見を伝え、調停委員としても、家裁調査官が中心となって書式を作成した「子の状況チェックシート」をツールとして活用しながら、初期段階から子の意思の把握に努めるなどするようになっている。問題のある事案では家裁調査官が早期に積極的に関与する傾向にある。

イ 成果と課題等

こうした裁判官関与の一層の充実の取組に関し、調停委員としては、裁判官が積極的に関与する度合いが高まり、裁判官と評議をした上で進行するのが当然との雰囲気が醸成されてきたと受け止めており、裁判官の方針が伝達されることで事件の進行の円滑化・迅速化にも資するものと評価している。弁護士としても、ポイントごとに評議をしていることを調停委員が当事者に伝えることが多くなり、裁判官が当事者の説得を試みることも増えるなど、調停手続が円滑に進行するようになっていることを評価している。審判の見通しが説明されること等で、当事者の納得度・信頼度も増してきていると思われる。

婚姻費用分担、養育費、遺産分割等といった経済事件については、裁判官の一層の関与により進行方針の見極めが早くできるようになったり、審判手続が迅速になったりするといったことも見られるが、全体としては平均審理期間が従前よりやや長くなっている序が多い。

中間評議の実施までに待ち時間が生じること（いわゆる「評議待ち」）に関しては、待ち時間が生じている理由について当事者に丁寧に説明するよう努められているほか、「評議メモ」（評議を求める理由等を調停委員が書くメモ）や、裁判官・書記官が所在している調停室が一覧できるボードを利用するなどして、中間評議等のための当事者の待ち時間が長くなることをできるだけ防ぐ工夫もされている。

期日の入れ方に關し、大規模序では、調停室が限られている中で期日間隔が長くなり過ぎないように、午後に2コマの開廷をしている。小規模序では、調停開廷日が限られているが、他の日にも臨時の期日を入れたりするなどの対応もされている。期日間隔については、書面の準備の都合や当事者の仕事の都合等により、1か月程度の間隔を要する場合も多い。

ウ 検証検討会での議論等

検証検討会では、裁判官関与の一層の充実に向けた取組について、①家事法の施行を契機として評議がより綿密に行われ、調停委員も裁判官に評議を求めやすくなっていることが各地で指摘されていて、一連の取組は評価できるとの意見や、②以前と比べて裁判官と調停委員の役割が明確化された上で、調停に法的観点がかなり入ってきてているように感じたとの意見が出された。また、現状において、調停事件の平均審理期間がやや長くなっている点について、裁判官関与が充実したことで、解決に必要な資料を整えるため、提出指示がより詳細になったり、調停の過程での説得により力が入れられるようになったりしたことも要因の一つではないかとの意見が出された。

今後は、家事調停事件の特性を十分考慮しつつ、審理期間や調停成立率などの統計データを多角的に見るなどしながら、裁判官関与の効果検証を行っていくことが重要である。また、検証検討会では、裁判官が上記のような関与をすることを前提に、更なる態勢整備の必要が出てきているのではないかとの意見も出されたところ、運用上の工夫を講じてもなお裁判官が必要かつ相当な関与をするために態勢整備を要するかについて検討を行っていくべきであろう。

（2）透明性の高い手続の実現

ア 取組状況の概略

I 本報告書の概要

手続の透明性を高めるとの理念に基づく家事法の成立を機に、調停事件においても、当事者間でできる限り資料を共有する方向での運用が進められているほか、いわゆる双方立会手続説明（当該期日の開始時ないし終了時に、当事者双方が同席する場で手続等の説明をする運用）など、当事者と裁判所が、手続の進行状況や争点に関する認識を共通化するための工夫が図られてきている。

イ 実情調査の結果

申立書については、写しが相手方に送付されることを前提に、手続代理人の付く事案も含め、定型的な書式が用いられている。事情説明書など、第1回期日前に提出すべき書面が拡充されたところ、これは事案の概要の把握に資している。その他の資料についても、経済事件を中心として相互交付が円滑に行われるようになっている。

双方立会手続説明については、同席に関して当事者の了承が得られていることを前提にした上で、第1回期日開始時においては、調停手続の一般的説明等を行い、各期日終了時においては、これまで合意できた点と対立点、今後に向けて準備すべき事項の確認等を行っている府が多い。双方立会手続説明の実施により、裁判所の公平性・中立性に対する信頼や調停手続に対する理解・納得が深まっており、また、資料の提出も円滑に進み、これまでより争点も明確化されるようになっている。

この他、裁判所・当事者間で認識を共有化するため、争点や問題状況等の説明に際してホワイトボードが活用されたり、フローチャート（審理全体の流れや現時点での進捗状況等を当事者が意識しやすいようにするためのもの）などが用いられたりもしている。

ウ 検証検討会での議論等

検証検討会では、透明性を確保することの意義は、互いの言い分が相手に伝えられた上で納得できる解決に至るプロセスを実現することにあるとの意見が出された。透明性の確保によってお互いの言い分が正確に伝わるなどすることは、ポイントを絞った手続進行を可能にするという意味で、審理期間の短縮という観点からも意味があると思われる。今後、各府においては、種々の機会に他府の取組状況に関する情報をも共有し、各府の実情や事案の個性に応じて有用と思われるツールを積極的に取り入れ、上記の意義の実現に向けて取組を深化させていくことが期待される。

（3）調停に代わる審判

調停に代わる審判は、①当事者が不出頭を繰り返し裁判所からの出頭勧告にも応じない場合（特に、相続人多数の遺産分割事件の一部の当事者が無関心の場合）、②養育費の金額等の対立の幅が僅少である場合、③当事者の一方又は双方が解決の方向性には納得しているものの、感情的な反発などから「合意」には難色を示す場合に用いられている。多くの府では、異議申立てがされて審判移行する可能性がそれなりにある事案については、審判移行までに時間のロスを生じさせてしまうことを考え、調停に代わる審判の活用に消極的であるが、調停に代わる審判が示されることで争点が明確になるなどの効果もあるとして、異議申立ての可能性にとらわれず、大幅に利用件数を伸ばしている府もある。

今後は、各府の取組状況等について情報共有をしながら、引き続き、審理の適正・充実・迅速の観点からより良い運用を目指していくことが期待される。

（4）電話会議システム等の利用

家事法施行に伴い、調停事件において電話会議システム・テレビ会議システムの利用が可能となった。

電話会議システムは、遠隔地当事者の事例や病気等で当事者の出頭が困難な事例等において広く利用されているが、表情の観察ができず、相互の信頼関係が構築しにくい面もある。こうしたデメリットは、テレビ会議システムには少なく、本人確認等の面でも、テレビ会議システムの方が優れているが、頻繁に利用されるまでには至っていない。その運用上のあい路等については、その原因を正しく見極めた上で適切な対応

策を講じていくのが相當である。

3. 3 人事訴訟の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は平成24年より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向に関しては、財産分与の申立てのある離婚事件（同事件に限ると、平成26年の平均審理期間は15.0月であり、審理が長期化しやすい。）の割合が増えていることが指摘できる。また、こうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間も長期化しており、その要因としては、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲に関して当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されることなどが指摘されている。

その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）について、前回から特段の変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることも、前回と同様である。

